

*想定される質問とその回答をお知らせします。

1 支援対象の検定

Q.1 支援対象の検定はどのように決定したのですか。

A.1 高校生等を対象とした資格取得検定はたくさんありますが、その中で各分野において多くの生徒が受験すると考えられる検定を選びました。

2 支援対象の生徒

Q.2 どの生徒が支援対象の要件に該当しているのか把握できないことがあります。どうすればよいでしょう。

A.2 基本的には、生徒個人による申込申請です。教室等に掲示して、本事業の概要をお知らせください（送付しました書類の掲示・配付等）。その後、事業の要件に該当する生徒より申込の申請があれば対応していきます。

また、事務室は生徒家庭の経済状況が把握できているので、確認してもらえればと思います。

Q.3 生徒は県内の高等学校に在籍しているのですが、保護者が県外に在住しています。支援の対象になりますか。

A.3 支援の対象となります。

Q.4 今年度2年生で支援を受けるつもりですが、来年度3年生でも再度の支援は受けられますか。

A.4 在籍中は、1年度に1回ずつ支援を受けることができます。

3 申請手続き

Q.5 申請に期限はありますか。

A.5 申請は、受験前であっても受験後であっても大丈夫です。令和8年3月27日（金）までに当会に届いたもの（消印有効）を受け付けます。

Q.6 高校生等奨学給付金受給者なのですが、支給決定通知書は昨年度のものでもよいのですか。

A.6 高校生等奨学給付金の決定は9月ごろ学校から通知があります。申請時に最新の支給決定通知書を提出してください。

Q.7 生活保護受給世帯なのですが、発行日が令和6年6月以前の生活保護受給証明書ではダメですか。

A.7 「発行日が令和6年6月以降の生活保護受給証明書」としているのは、令和6年度（令和5年度の所得に基づく）または令和7年度（令和6年度の所得に基づく）の家庭状況を確認するためです。通例、公的な証明書は毎年6月頃に更新されるため、令和6年6月以前の書類ならば令和4年度の所得に基づいた証明になるため、条件から外れます。

Q.8 「県及び市町村民税所得割**非課税世帯**」に該当するのはどのような世帯ですか。また、申請の際にはどのような書類の提出が必要ですか。

A.8 保護者等全員の県及び市町村民税の所得割が非課税（０円）である世帯です。「課税（非課税）証明書」または「納税通知書」のいずれかのコピー（写）を親権者（親）全員分提出してください。

Q.9 「**扶養関係を証明する書類**」とはどのようなものですか。

A.9 生徒本人の「健康保険証」および「母子家庭等医療費受給者証」等です。ただし「国民健康保険証」の場合、様式２「扶養申立書」が必要になる場合があります。

Q.10 実施要項の４ **支援金額等** に「支援は年度内１回限りとする。」とありますが、わかりやすく説明してください。

A.10 受験しようとする検定試験は通例年２～３回実施されますが、申請は１回ということです。様々な検定がありますが、申請できるのは「１つの検定１回だけ」です。年度がかわれば、また「１つの検定で１回だけ」申請できます。

なお、「年度」の考え方ですが、令和７年度に申請できるのは、令和７年度中（令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで）に受験する（した）ものに限ります。例えば、令和７年３月（令和６年度）に検定申込みをしても４月１日以降に受験する場合は、令和７年度の申請となります。

Q.11 検定試験に合格しなければ申請できないのですか。

A.11 本事業の目的は、「資格取得のための経費の一部を支援することにより、修学奨励及び人材育成を図る」ことであり、資格取得に向けてがんばることが大切だと考えています。試験結果（可否）は問いません。

4 **報告書**

Q.12 報告はどのようにすればいいですか。

A.12 形式は自由です。検定結果がわかる書類等を JPEG や PDF 等の形式で下記のアドレスにメール送付ください。報告は検定結果の発表後速やかに行います。
メールが利用できない場合は紙で郵送または持参によりお願いします。

Q.13 申請と報告を一緒にしてもいいのですか。

A.13 受験前であっても受験後であっても申請（受験票が必要）できます。受験結果がわかってから報告書類（結果がわかる書類等）と一緒に申請していただいてもかまいません。

※高校生等資格取得支援事業に関することでしたら、お気軽に下記までお問い合わせください。

兵庫県高等学校教育振興会 総務課 教育活動支援係 担当：柴田

TEL ０７８－３６１－６６５０

E-mail : kshoku06@pure.ne.jp